

平成19年8月17日

半澤 一宣 殿

平成19年8月11日付、貴殿より送付されました「告発状の返戻に係る不明点の問い合わせ」と題する書面でのお尋ねの点につきまして、次のとおり回答いたします。

1 「1. 告発手続の一般論的なこと」について

一般論を申し上げますと、警察としましては、告発の事実、告発人の意思等につきまして確認等する必要があることから、単に郵送のみによる告発の受理は致しかねるところであります。

なお、この度の件につきましては、貴殿方に連絡致しましたが、結果、連絡がとれなかったことから、返戻した次第であります。

2 「2. 本件告発固有の問題点に関するここと」及び「再考」について

お尋ねの点につきましては、先般の送付状記載のとおりであります。

また、今般お尋ねの内容につきましては、捜査への支障等を考慮し、個別具体的な回答は控えさせていただきます。

以上、回答致します。

なお、貴殿から送付された上記書面につきましては、同封し返戻させていただきます。

警視庁板橋警察署（刑事課）

（扱い 林 警部補）

連絡先 3964-0110